

シルク・ホースクラブ会員規約

このシルク・ホースクラブ会員規約（以下「本規約」といいます。）は、有限会社シルク・ホースクラブ（以下「当社」といいます。）が提供するシルク・ホースクラブ（以下「本クラブ」といいます。）に関する会員（以下に定義します。）と当社との間の取引条件を定めるものです。

本クラブにご入会いただく場合にはお客様に本規約をご同意いただく必要がありますので、あらかじめ内容をご確認いただき、ご理解の上、ご同意していただきますようお願い申し上げます。

第1条（用語の定義）

1. 本規約において、次の用語は、それぞれに記載する意味で使用します。
 - (1)本サービス：当社が会員に対して提供する以下のサービスを総称していいます。
 - ①マイページ上での所属馬情報サービスの閲覧
 - ②競走用馬ファンドへの出資申込み
 - ③その他、当社ウェブサイト上で随時公表するサービス
 - (2)入会希望者：SFunC サービスの利用者登録をされているお客様で、特別新規入会制度に申し込みをいただき、抽選の結果、当選して本クラブへの入会を希望される者をいいます。
 - (3)会員：当社所定の手続きにより当社の承認を得て本クラブに入会し、本サービスを利用する全ての者をいいます。
 - (4)SFunC サービス：シルク・ファンクラブサービス利用規約に基づき当社が提供するサービスをいいます。
 - (5)マイページ：各会員の登録情報の確認・変更、所属馬情報サービスの閲覧その他本サービスを利用するために当社ウェブサイト内に設けられる各会員のウェブページをいいます。
 - (6)登録情報：各会員が入会申込時に当社に提供した情報及び本クラブへの入会後にマイページで追加・変更された情報をいいます。
 - (7)本コンテンツ：当社ウェブサイトを含む、本サービスによって提供されるコンテンツを総称していいます。
 - (8)反社会的勢力：以下に規定する者をいいます。
 - ①下記のいずれかに該当する者又は団体
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員

- d. 暴力団関係企業
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - f. 過去にテロリスト若しくはテロリストと関係のある者、又はこれらの疑いのある者
 - g. その他上記に準ずる者
- ②下記のいずれかに該当する行為を行った者又は団体
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - f. マネー・ローンダリング又はテロ資金供与等の公序良俗に反する行為
 - g. その他上記に準ずる者

第2条（入会申込）

1. 入会希望者は、本規約の内容を確認し、同意の上、当社ウェブサイト上で、所定の情報を入力し、会費の引落口座を登録いただき本クラブへの入会申込を行うものとします。その際、当社ウェブサイト上で「写真付き本人確認書類の画像」及び入会希望者の「容貌の画像」をご登録ください。当該画像を用いて、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人確認作業を行うものとします。なお、入会希望者よりご提供いただいた登録情報は、顧客管理記録として当社が保管します。
2. 会員の登録は1名につき1登録とさせていただきます。一個人が重複して会員となることはできません。重複して会員となっていることが判明した場合には、当社の判断により重複する地位を抹消することができるものとします。
3. 本クラブへの入会の拒否は、当社の審査基準に基づき判定するものとし、当社が入会を承諾した場合に限り、本クラブへ入会することができます。入会を拒否した場合でも、提出いただいた届出書類は入会希望者には返却せず、当社において廃棄するものとします。
4. 当社は、入会を拒否した判断の理由について、入会希望者に開示する義務を負わないものとします。また、入会希望者は、判断の結果に対して異議を述べることはできないものとします。
5. 入会希望者が次の事項のいずれかに該当する場合、当社は、本クラブへの入会を拒否することができます。
 - (1)入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2)入会希望者が実在しない場合
 - (3)法人、団体等である場合

- (4)日本国籍を有していない場合
- (5)入会希望者になりすまして他人が申し込んだ場合
- (6)反社会的勢力である場合
- (7)過去に本クラブへの入会及び自主退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (8)過去に SFunC サービスを強制解約又は本クラブを強制退会されている場合
- (9)満 20 歳未満の者である場合
- (10)成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合
- (11)入会希望者の現住所が日本国外である場合
- (12)既に本クラブに入会している場合
- (13)外国 PEPs（Politically Exposed Persons で、外国の政府等において重要な地位を占める者等をいう。）に該当する場合
- (14)当社に未払いの金銭債務がある場合
- (15)入会申込時において会費の引落口座をご登録いただけない場合
- (16)競走用馬ファンドに出資することについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される場合
- (17)破産者で復権を得ない者である場合
- (18)競馬法施行規則第 15 条（競馬関与禁（停）止者、禁固以上の刑に処せられた者等）に該当する者である場合
- (19)インターネット環境をご利用できない者である場合
- (20)その他、会員として不適当であると当社が判断した場合

第 3 条（入会登録とログイン ID 及びパスワードの発行及び管理）

1. 当社が入会希望者の本クラブへの入会を承認した場合、当社は、入会申込時に届け出があったメールアドレス宛に、マイページにログインするために必要な ID（以下「ログイン ID」といいます。）及び初期パスワードを送付します。
2. 会員がマイページを利用するには、ログイン ID 及びパスワードが必要となります。そのため、会員は、ログイン ID 及びパスワードを第三者に開示、譲渡若しくは貸与し、又は第三者と共有しないととも、第三者に漏えいしないよう厳重に管理するものとします（パスワードを適宜変更することを含みます。）。
3. ログイン ID 及びパスワードが利用された場合、会員が利用したもののみならず、その効果は当該会員に帰属するものとします。当社は、ログイン ID 及びパスワードが第三者に使用されたことによる会員の損害に関し、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. 入会登録が完了した会員は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号をご提出いただきます。個人番号の収集、

保管などに関わる作業については、ヤマトシステム開発株式会社に委託しております。当社は、個人番号を会員の所得税源泉徴収についての官公庁への届出事務に限って使用します。

第4条（登録情報の変更）

1. 登録情報は、マイページにおいて確認することができます。
2. 会員は、入会申込み時に当社に提供した登録情報に追加・変更がある場合は、マイページにて変更する方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。但し、会員は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 会員が登録情報の追加・変更を行った場合、当社は、当該会員に対して追加・変更内容に関する事実を証明する書類の提示を求められることができるものとします。
4. 登録情報の管理責任はすべて会員が負うものとし、会員による登録情報の追加・変更を怠ったことを原因とし、会員が不利益を被ったとしても当社は一切その責任を負わないものとします。
5. 一定回以上にわたり当社が送信するメールが会員に届かない場合、当社は、その原因が解消されるまでメール配信を停止し、本サービスの提供の義務を負わないものとします。

第5条（ログインID及びパスワードの不正利用）

1. 会員は、ログインID及びパスワードが盗用、不正利用その他の事情により第三者により利用されていることに気づいた場合には、速やかに当社に通知するものとします。その場合、会員は当社の指示に従うものとします。
2. 会員は、他人のログインID及びパスワードを使用して当該他人のマイページにログインせず、また第三者をしてログインしないものとします。

第6条（ログインID及びパスワードの利用停止・削除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると当社が判断した場合、事前に通知することなく、当該ログインID及びパスワードの利用の停止、又はログインID及びパスワードの削除の措置（以下総称して「利用停止措置」といいます。）を講じることができるものとします。
 - (1)ログインID及びパスワードを第三者が利用し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (2)会員が本規約に違反（表明保証が真実でなかった場合を含みます。）し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (3)会員が第2条第5項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合

- (4)一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど、ログイン ID 及びパスワードのセキュリティを確保するために必要な場合
- (5)その他利用停止措置が必要であると当社が判断した場合

第7条（会費）

1. 本クラブの入会金は 11,000 円（消費税込）、月額会費は 3,300 円（消費税込）とします。
2. 会員は、前項の入会金を、本クラブへの入会が承認された日が属する月（以下「入会月」といいます。）の翌月 27 日に会員名義の銀行口座から自動振替による方法で支払いを行うものとします。
3. 月額会費は、入会が承認された日にかかわらず、入会月の翌月 1 日から、本クラブを退会した日の属する月（以下「退会月」といいます。）の末日分まで発生するものとします。
4. 会員は、当月の月額会費を、翌月 27 日に会員名義の銀行口座から自動振替による方法で支払いを行うものとします。なお、初月の月額会費の自動振替は入会月の翌々月 27 日となります。

第8条（本サービスの利用）

1. 会員は、マイページ上で本サービスの提供を受けることができます。
2. 会員は、本サービスの一環として、以下のとおり当社が提供する競走用馬ファンドへの出資申込みができるものとします。

(1)1 次募集

会員は、毎年 7 月から 8 月に実施される出資申込受付期間中にマイページ上で希望の募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。

(2)1.5 次募集

1 次募集において、抽選によりすべての出資申込みが外れてしまった会員は、1 次募集終了後、マイページ上で、1 頭につき 1 口に限り、残口のある募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。

(3)追加募集

会員は、1 次募集以外の時期に実施される出資申込受付期間中にマイページ上で希望の募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選

された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。

(4)通常募集

1次募集、1.5次募集の終了又は追加募集の終了後、残口のある募集馬がいる場合、マイページ上で、先着順に決定する通常募集を開始します。通常募集では、マイページ上で出資を申し込むことで出資に係る契約が確定します。

第9条（禁止行為）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1)当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他知的財産権を侵害する行為
 - (2)当社又は第三者の財産権、肖像権、パブリシティ権、人格権、名誉権、プライバシー権等を侵害する行為
 - (3)公序良俗に反する行為
 - (4)法令に反する行為
 - (5)犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為及び犯罪的行為を助長する行為
 - (6)虚偽の情報を投稿する行為
 - (7)当社のサーバーに過度の負担を及ぼす行為
 - (8)本クラブ及び本サービスの運営を妨害する行為
 - (9)本サービスの本来のサービス提供目的とは異なる目的で利用する行為
 - (10)本コンテンツに施されたセキュリティ、DRM等の技術的保護手段を削除、回避、又は無効化する行為
 - (11)当社又は第三者に不利益を与える行為
 - (12)当社又は第三者に対する誹謗中傷、脅迫、嫌がらせを行う行為
 - (13)第三者を差別又は差別を助長する行為
 - (14)第三者の承諾なく個人情報又はプライバシー情報を収集し、公開する行為
 - (15)会員又は第三者の営業に関する宣伝を目的として本サービスを利用する行為
 - (16)ねずみ講、マルチ商法を勧誘する目的で本サービスを利用する行為
 - (17)当社ウェブサイトの外に、本サービスに接続するリンクを投稿する行為
 - (18)当社及び本クラブの業務に支障をきたす行為
 - (19)虚偽の情報を本サービスに登録する行為
 - (20)当社、当社の社員、当社の関係者、他の会員に対し、暴言及び暴言と判断される文言、嫌がらせ及び嫌がらせと判断される文言等を、直接又は間接に伝える行為
 - (21)本サービスの日本国外での利用及び利用を目的とした技術の使用
 - (22)会員として有する権利を第三者へ譲渡、使用許諾若しくは売却する行為又は担保に供する行為

- (23)ログイン ID 及びパスワードを第三者に使用させ、又は開示する行為
 - (24)本規約及び出資馬に係る匿名組合契約に違反する行為
 - (25)本サービスを利用して第三者に新たなサービスを提供する行為
 - (26)本コンテンツをコピー、ストリームキャプチャ、複製、複写、配信、アップロード、上映、放映、その他コンテンツの著作権を侵害する全ての行為
 - (27)本サービス及び本コンテンツを営業活動、営利を目的とした活動、及びその準備を目的とした活動に利用する行為
 - (28)営利目的か否かに問わず、本コンテンツを用いて、事業を行う行為
 - (29)本コンテンツの二次的著作物や本コンテンツをベースとした素材を作成する行為
 - (30)その他当社が不適切と判断する行為
2. 前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社がその裁量により行うものとし、当社は当社の判断について何らの説明責任をも負わないものとします。
 3. 会員が本条に定める禁止行為を行ったことにより被った損害につき、当社は、いかなる責任も負いません。
 4. 会員が悪質な書き込みや問合せフォーム・サポートメールの濫用行為をされた場合、本サービスの全部又は一部（書き込み機能・問合せフォーム機能など）の利用を制限する場合があります。

第 10 条（強制退会）

1. 当社は、会員が次の各号に該当する場合には、会員に事前に通知することなく本クラブから直ちに強制退会させることができるものとします。
 - (1)会員が本規約及び出資馬に係る匿名組合契約に違反したと当社が認めた場合
 - (2)登録情報に虚偽又はこれに類する不正確な内容の記載が含まれていると判明した場合
 - (3)会員が第 2 条第 5 項各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (4)会員の所在が不明になった場合、又は、会員と連絡が取れない場合
 - (5)本クラブ及び本サービスの運営を妨害、又は、当社及び本クラブの名誉信用を毀損した場合
 - (6)会員が当社に対して、負担する債務について当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - (7)本規約に基づく入会金、月額会費及び出資馬に係る匿名組合契約に基づく競走馬出資金、維持費出資金、保険出資金などを滞納し、翌月 27 日において当該滞納分及び当月の自動振替分の自動振替が残高不足により実行できなかった場合
 - (8)会員の死亡が確認され、相続人又は受遺者が 2 ヶ月以内に当社所定の相続又は遺贈の手続を完了しない場合

- (9)会員につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他類似の倒産手続開始の決定がなされた場合
 - (10)その他、会員として当社が不適切と判断した場合
2. 本クラブから強制退会された場合、会員は、強制退会された日から本サービス（本クラブ在籍中に提供した本コンテンツを含みます。）を一切利用できなくなります。また、強制退会となった会員が保有している競走用馬ファンドの出資持分については、当社に無償で引き継がれるものとします。

第 11 条（自主退会）

1. 会員は、マイページから退会手続きを行うことで本クラブから退会することができます。なお、退会は退会手続きを行った日の属する月の末日（以下「退会日」といいます。）となります。
2. 前項に従い退会手続きをされた会員であっても、退会日までにマイページ上で手続きを行うことで、自主退会を取り消すことができるものとします。
3. 本クラブから自主退会した場合、会員は、退会日の翌日から本サービス（本クラブ在籍中に提供した本コンテンツを含みます。）を一切利用できなくなります。また、自主退会した会員が保有している競走用馬ファンドの出資持分については、当社に無償で引き継がれるものとします。
4. 本クラブ在籍中に生じた会員の債務は、本クラブの退会後もその債務がすべて履行されるまで消滅しません。
5. 本クラブから退会する場合、当社は、いかなる事由であっても、入会金及び月額会費の返還を行わないものとします。
6. 本クラブを退会した後に、再度本クラブへ入会する場合には、SFunC サービスの利用者登録を行い、特別新規入会制度による抽選をさせていただく必要があります。
7. 会員が本クラブを退会し、再度本クラブへ入会する場合には、退会前に締結していた契約とは別の、新たな契約が成立するものとします。

第 12 条（本サービスの利用制限）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの全部又は一部の利用を制限することができるものとします。
 - (1)当社が本サービスを提供するために、技術上、一時的な使用制限が必要と判断した場合
 - (2)本サービスの提供に必要な設備に故障が生じた場合
 - (3)天災地変その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (4)その他本サービスを提供できない合理的な理由が生じた場合
 - (5)会員が第 10 条第 1 項各号に該当する又は準じると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を制限するときは、原則として会員に事前にメール又はマイページ上で通知します。但し、緊急であると当社が判断した場合又は前項第5号の場合は、この限りではありません。

第13条（通信料金等）

1. 会員が本サービスを利用するために必要な電気通信回線の通信料金等は、月額会費には含まれず、会員が別途これを負担するものとします。
2. 会員は、本サービスを利用するために必要な機器類（パソコン・スマートフォン等を含みます。）及び電気通信回線への接続の準備並びにこれらの維持管理を自らの責任と負担で行うこととします。

第14条（遅延損害金）

会員は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年14.5%（年365日の日割計算）の割合で算出した遅延損害金を、当社に対し支払うものとします。

第15条（本クラブの解散）

当社は、メール又はマイページ上での会員に対する1か月前の通知をもって、本クラブを解散することができるものとします。この場合、当社は会員その他のいかなる者に対していかなる責任も負わないものとします。

第16条（権利の帰属）

1. 本サービスを通じて、当社又は本コンテンツの提供者（以下「コンテンツホルダー」といいます。）が提供する本コンテンツに関する著作権等の知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又はコンテンツホルダーに帰属するものとし、本サービスのレイアウト、デザイン及び構造に関する著作権等の知的財産権その他の権利は、当社に帰属するものとします。

第17条（免責）

1. 当社は、本サービス及び本コンテンツに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みますがこれに限りません。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。当社は、会員に対して、かかる瑕疵を修補して本サービスを提供する義務を負いません。
2. 当社は、会員への事前の予告なく、本コンテンツにつき、自己の裁量により配信を中止することがあり、会員は予めこれを了承するものとします。当社は、配信の中止

により会員に生じたいかなる損害、損失等につきましても、一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、本規約に定めがあるもののほか、本サービスの利用に関連して当社の責に帰さない事由により会員に発生した損害、本サービスの提供に必要な設備又はシステム等への第三者による不正侵入、本規約に基づく本サービスの一時停止若しくは利用制限、本規約の変更又は本クラブからの強制退会により会員が被った損害及び会員と第三者との間で生じたトラブルに起因して会員が被った損害に対していかなる責任も負いません。
4. 本規約に基づき当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当該会員に現実的に発生した直接かつ通常の損害の範囲に限られ、逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害については責任を負わず、当該損害が発生した月に当該会員が当社に支払った月額会費の額を上限とします。
5. 天災地変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害についていかなる責任も負いません。
6. 会員が本コンテンツを日本国外に持ち出した場合において、各国の法令、当該地域の宗教、文化、慣習等への抵触により生じた問題につき、会員は自らの責任で対処するものとし、当社は、当該問題への対処、サポート、補償等を一切行いません。

第 18 条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を持ち、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連し、会員が他の会員その他の第三者に対し損害を与えた場合、又は他の会員その他の第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の責任と費用にてこれを解決するものとし、当社は何らの責任をも負わないものとします。

第 19 条（補償）

1. 会員は、本サービスの利用、会員による本規約の違反を原因とする第三者からの請求について、会員自身が一切の費用と責任においてこれを解決し、当社、当社の関係者、提携先又はコンテンツホルダーに損害を発生させないものとします。なお、会員が本クラブを強制退会、自主退会後も同様とします。

第 20 条（本規約の改定）

1. 本規約の改定をする場合、当社は、当社が相当と認める方法により、変更内容及び効力発生時期を会員にあらかじめ通知又は公表することにより改定することができるものとします。

2. 前項に基づく本規約の変更の効力は、当社が当該通知又は公表内容に明示した効力発効日より生ずるものとします。

第 21 条 （損害賠償）

1. 当社は、会員に対し、本規約に違反する行為により当社又は第三者に生じた一切の損害、損失、費用（弁護士費用を含みます。）の賠償を求めることができるものとします。

第 22 条 （個人情報保護）

1. 当社は、会員による本クラブの入会及びサービスの利用に関して取得する個人情報を、当社の個人情報保護方針（<https://www.silkhorseclub.jp/company/privacy/>）に従い、適切に取り扱います。

第 23 条 （反社会的勢力に対する表明保証）

1. 会員は、本クラブへの入会申込時及び本クラブ在籍中において、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく当該会員を本クラブから強制退会させることができるものとします。
 - (1)反社会的勢力であること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3)反社会的勢力を利用していること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. 前項各号のいずれかに該当した会員は、当社が当該会員の強制退会により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 24 条 （その他）

1. 本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。
2. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を会員に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

3. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約、本クラブ若しくは本サービスに関する紛争又は本クラブ若しくは本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（経過措置）

1. 本規約の制定以前から本クラブの会員である者については第 2 条に定める入会の審査は行わず、引き続き本クラブの会員の地位を有するものとする。
2. 本規約第 2 条第 5 項第 3 号及び第 4 号は、本規約の制定以前から本クラブの会員である者に対しては適用がないものとする。

附則

- ・本規約は 2023 年 6 月 1 日より効力を有するものとします。